居宅介護支援における特定事業所集中減算の取り扱いについて

（平成３０年４月改正）

　８０％を超える場合は報告義務がある。ただし、以下の場合は正当な理由があるものとして減算が適用されない。

（正当な理由として設定する項目）

1. **居宅介護支援事業者の通常の事業の実施地域に訪問介護サービス等が各サービス単位でみた場合に５事業所未満であり、サービス事業所が少数である場合**

（例）訪問介護事業所が４事業所、通所介護事業所が１０事業所存在する場合

　　訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合に減算が適用される

（例）訪問介護事業所が４事業所、通所介護事業所が４事業所存在する場合

　　訪問介護及び通所介護それぞれについて紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えた場合でも減算は適用されない

1. **特別地域居宅介護支援加算を受けている事業者である場合**
2. **判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画件数が２０件以下であるなど事業所が小規模である場合**
3. **判定期間の１月当たりの平均居宅サービス計画のうち、それぞれのサービスが位置づけられた計画数が１月当たり平均１０件以下であるなど、サービスの利用者数が少数である場合**

（例）訪問介護が位置づけられた計画件数が１月当たり平均５件、通所介護が位置づけられた計画件数が１月当たり平均２０件の場合は、訪問介護について紹介率最高法人を位置づけた割合が８０％を超えていても減算は適用されないが、通所介護について８０％を超えた場合には減算が適用される

1. **市町村（地域包括支援センターを含む）等から、高齢者虐待などの困難ケースの計画作成の依頼を受けたことにより特定の事業所に集中した場合は当該件数を除いて再計算し８０％を超えない場合または、正当な理由に該当する場合**

※ただし、行政機関等からの依頼等、事業所の選択に至る過程を居宅介護支援経過に明確に記録し、その写しを報告書に添付すること

1. **その他正当な理由と市長が認めた場合**